

No. 1 特別緑地保全地区の決定に関する案件概要

本市では、「横浜市水と緑の基本計画」（計画期間：平成18-37年度）に基づき、平成25年12月に策定した「横浜みどりアップ計画」（計画期間：平成26-30年度）における施策の一つに、緑地保全制度に基づく地区指定による樹林地の確実な保全の推進を挙げています。

議第1085号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
上川井町露木谷特別緑地保全地区	約 10.3ha	

(内容)

上川井町露木谷特別緑地保全地区は、旭区の西端部、相鉄本線三ツ境駅の北約 1.3 キロメートルに位置しており、郊外部のまとまりのある樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において緑の七大拠点の川井・矢指・上瀬谷地区に位置しており、土地所有者の理解と協力を得て、市民の森や特別緑地保全地区などの指定や公園整備、農地の活用により優先的に保全するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン旭区プラン」において、区の6つの緑の拠点の一つに位置しており、区内に広がる大規模な緑地、市街地に残っている樹林地や斜面緑地、農地について、土地所有者の協力を得ながら保全・活用をはかるとしています。

議第1086号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
本郷三丁目特別緑地保全地区	約 0.3ha	

(内容)

本郷三丁目特別緑地保全地区は、瀬谷区西部、相鉄本線瀬谷駅の北西約 600 メートルに位置しており、住宅地に隣接する良好な樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、境川の源・上流域に位置しており、緑の拠点となっている樹林地や農地の保全を進めるとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン瀬谷区プラン」において、大門川沿いの水と緑の基本軸に位置しており、川沿いの民有緑地の保全や水質の向上をはかるとともに、区民が水辺に親しめるよう、瀬谷中央公園などと一体となった散策ルートを整備するとしています。

議第1087号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
今井町美立橋特別緑地保全地区	約 5.0ha	

(内容)

今井町美立橋特別緑地保全地区は、保土ヶ谷区の南西部、JR横須賀線東戸塚駅の北約 2.0 キロメートルに位置しており、神奈川県立商工高等学校に隣接した市街化調整区域内のまとまりのある樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、緑の七大拠点の大池・今井・名瀬地区に位置しており、土地所有者の理解と協力を得て、市民の森や特別緑地保全地区などの指定や公園整備、農地の活用により優先的に保全するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン保土ヶ谷区プラン」において、市街化調整区域内のまとまった緑地を保全するとしています。

議第1088号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
上郷町瀬上特別緑地保全地区	約 1.5ha	

(内容)

上郷町瀬上特別緑地保全地区は、栄区の東部、JR根岸線港南台駅の南東約1.2キロメートルに位置しており、「瀬上市民の森」に指定され、隣接する円海山近郊緑地特別保全地区と一体となって良好な風致景観を周辺住民に提供している樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において緑の七大拠点の一つである円海山周辺地区に位置しており、土地所有者の理解と協力を得て、市民の森や特別緑地保全地区などの指定の活用により優先的に保全するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン栄区プラン」において、緑と水の拠点に位置しており、優先度の高い緑地、水辺については、土地所有者や地域の協力を得ながら、市民の森や緑地保全地区などの指定を行うなど、多様な施策により保全を検討するとしています。

これら4地区について、周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区を決定します。